

し前後を失ふ。正信心底に、存命し彌、益なし、自殺して泉下の御供せんと、骨髄に徹し思ひけれども、尺寸の刀劔なれば無力。然るに缺はゆるされて側にありければ、缺を兩方へ引延し、一方を扇子の骨に結付、手拭を以て骨と缺とを卷添て、五月廿日申時吶を突通し、切疵を挽かき自害し果られぬ。遺書一通有之。其文曰。

私儀二十一年以前、乍恐書付を以寸志を申上候所に、御取上不被遊。上意の上は如何様にも可被仰付候所、御用捨被仰出、其後四年以前、勿論是を以て一命を指上候覚悟にて、八幡・清水寺へ參詣仕候段、酒井修理大夫方迄言上仕候様に申遣候得者、早速上聞に達候所に、不届に被思召候得共、親加賀守筋目有之者と被思召候との上意にて、又候や命御助被遊、松平淡路守へ御預被遊、重々御厚恩難有奉存候。其節も若州に於て上使土岐十左衛門へ申候如く、一命指上罷在候上は、何の道にも同事に存候。

併身の爲少も命を保ち申度心得無御座候得共、遠國にて成共暫く存命仕候て、御機嫌伺申難有奉存候。結句切腹被仰付被下候は、忝可奉存候得共、上よりの御用捨を

御訴訟申上候は、不足の心を存候様に有之、慮外に可罷成と存、今日迄も存命仕候。淡路守方より毎度御機嫌の御様體を奉承知罷在候。向後は御機嫌伺の儀無之候ての存命は、無詮事に候條絶命仕候。御勘氣にて罷在、御供など、存儀無之候。萬一加様に申置候所は、近年殉死御法度故、子孫をかばひ候かと、不存者は評判も可申候や。

御用に上候子孫共に候得者、彌以其加に相叶候事、大望至極に候へば、御科御赦免不被遊に御供仕候は、道理に背き却て不禮に存候に付、唯無用の命故相果候迄にて候。加様の躰にても、如何成國の端不慮の儀も出來、御奉公に一命不指上候事、時節と申ながら残念奉存候。日頃の所存に候事、天道に御座候間末々可被聞候。右の趣、委細に老中迄被仰達可被下候。頼入存候。

五月廿日

堀田上野介正信判

松平淡路守様

上州自殺の儀並右遺書、淡州より早速御老中へ被相達候所、淡路守者暫く閉門被仰付候。上野介殿忠憤に不堪自殺の始終、誠屈平が遺風あり。潔白の心中初終不變、且一言

の怨恨なし、満心の忠誠と云べし。然に弟の筑前守天壤の違ひ、父兄の志を辱しめたる者と云べし。加賀守正盛殉死の時、辭世の歌二首、

行末はくらくもあらし時を得てうき世の隙を曙の雲

さりともと思ひし事も夢なれや何言の葉もかたみならまし

一、豊島刑部、井上正就を双殺す

寛永八年^{辛未}八月十日、御老中井上主計頭正就^{信州豐岡城}於殿

中爲御使番豊島刑部斬殺せらる。此躰御小姓組青木小右衛門は、刑部が主計頭を突殺たるを見て、刑部を組留たり。

刑部持たる脇刺を逆手に取直し、青木をも突かんとせしが、聊思慮ある躰にて、せがれめく放候様にと云。此聲を聞て

御番衆馳來り、兩人ともに斬たり。刑部は死す、青木は未死けり。御老中馳寄其仔細を尋ねらる。青木は爲傍輩、深

手餘多負けれども其譚を不告。唯今如何成宿意にや、主計頭を豊島刑部突殺候。依之拙者走かゝり、刑部を組留候は

んと仕候所に深手負候。御番衆大勢出合て、刑部は相果候とのみ返答あり。爲傍輩誤りて被切たる事を、一言も不告

して終に死す。老中見聞せられ、傍輩の大勢罪を得ん事を

思ひ、一言も不申候と殊の外感心し、諸人も談談せり。家督無相違被仰付候。此度刑部が意趣兩説あり。則如左。

主計頭息河内守へ^{十四歳}嶋田越中守直時^{和泉守行安三子}女を婿姻あるべきよし、刑部媒を以て相極む。然所主計頭約を變

じ、鳥居士佐守成次の娘を申談じ、則刑部を招て云。内々嶋田氏と縁組相談し、取持に預候へども、上意を以て鳥居

土佐守女を被仰付候。再三辭退仕候へども不相叶候に付、無是非御請申上候。近頃残念ながら斷に及候旨被申候。刑

部承候て更に實とも不存事也。右の仔細言上あらんに、争でか押て其約を違へ、外を可被仰付候や。定て、島田氏は小

身也、鳥居は大名也。是を以て約束を被替候ものと、大に恨怒て座を起ち歸りぬ。扱島田へは書狀を以て右の趣申送

る。島田氏返書には、主計頭不信不義不及言議候。偏に貴殿と某との不幸と云べし、堪忍は難成事也と返事す。是を

以て不得已主計頭を打果せり。島田は氣色滞り爲養生引籠、此事を聞よりも刑部は義深き人と獨り感動し、我も可

死と押肌ぬぎ、脇指を突立たり。近習の者共大に驚き、前後より數人取付、自害を留たり。其内に一族老臣寄合、仔